

業 務 委 託 契 約 書 案

委託者 群馬県立がんセンター院長 柳田 康弘（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）とは、群馬県立がんセンター建物清掃及びごみ収集業務について、次のとおり委託契約書を締結する。

（委託）

第1条 甲は、群馬県立がんセンター建物清掃及びごみ収集業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円とし、うち消費税額及び地方消費税額は、金 円とする。

2 毎月の支払は、金 円とし、うち消費税額及び地方消費税額は、金 円とする。

3 乙は、毎月10日までに前月に実施した委託業務に関する実績報告書及び委託料請求書を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から起算して30日以内に、乙に対して委託料を支払うものとする。

5 委託業務の一部中止又は変更の必要が生じた場合は、その内容に応じて、委託料の変更及び精算・支払いに関する方法を含め、甲乙両者協議のうえ、契約内容の変更を行うものとする。

6 前項による変更は、甲乙両者協議のうえ、契約期間内において遡及適用する場合もあるものとする。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第4条 各会計年度における委託料の支払限度額及びこれに対する各会計年度の出来高額は次のとおりとする。

令和6年度	金	円
令和7年度	金	円
令和8年度	金	円

令和9年度 金 円

(契約保証金)

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理方法)

第6条 乙は、群馬県立がんセンター建物清掃及びごみ収集業務仕様書（以下「仕様書」という。）に適合するものであると確認する。

(清掃作業実施計画書)

第7条 乙は、清掃作業実施計画書を作成し、この契約締結後、速やかに甲に提出してその承認を受けなければならない。

(従事者)

第8条 乙は、委託業務を行うに当たり、委託業務に直接従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿をあらかじめ甲に提出しなければならない。また、従事者に異動があったときも同様とする。

2 甲は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不相当と認められる者があるときは、その理由を明示して従事者の交替を乙に求めることができる。

(責任者の選任)

第9条 乙は、従事者を指揮監督するため、責任者を置かなければならない。

(作業用機材の負担区分)

第10条 委託業務の遂行に要する機械、機器及び材料は、すべて乙の負担とする。

(光熱水費等の負担区分)

第11条 仕様書に甲が負担すると掲げる物品並びに委託業務を遂行するために使用する電気及び水道の費用は、甲の負担とする。

(臨機の措置)

第12条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第 13 条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 14 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第 15 条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。

(秘密の保持)

第 16 条 甲及び乙は、この契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密を他の者に漏らしてはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(解除等)

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不相当であると甲が認めたとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (4) 本件契約に係る業務を行うに当たり必要な契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず、同契約等を解除しなかったとき。
- (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負

わないものとする。

4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から、契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

5 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案があった場合は、本件契約を破棄することができる。

6 前二項の規定により、契約の執行を停止し、又は破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第18条 甲は、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

（1）この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（2）この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第19条 乙が、第17条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第20条 乙は、甲との契約に係る業務を行うに当たって暴力団又は暴力団員等からの不当

な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 乙の従事者が、委託業務の実施に際して甲に損害を与えた場合は、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の遂行により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の費用)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 23 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県病院局財務規程（平成 15 年病院管理規程第 5 号）の定めによるものとし、なお定めのない事項及び疑義があるときは、甲乙両者協議して定めるものとする。

2 前項により定めた事項の適用時期は、甲乙両者協議のうえ、契約期間内において遡及適用する場合もあるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

住所 群馬県太田市高林西町 6 1 7 番 1
甲
氏名 群馬県立がんセンター
院長 柳田 康弘

住所
乙
氏名

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第6 乙は、〇〇事務所△△室において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙が個人番号利用事務等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第10条第1項)の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報(番号法第2条第8項)。以下同じ。)を取り扱うことができる従事者及びその権限をあらかじめ明確に定めた上で、甲に書面により報告するものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託(委託先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則(個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則)が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン(特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公

共団体等編) (平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号) その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第11 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(立入調査等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況について管理台帳を作成し、この特記事項の遵守状況とともに、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

(事故報告)

第13 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失及びき損等個人情報の適正な管理に反する事故・事件が発生した場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は県の機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。